

〈ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合の、構造設備基準の主な改正点〉

令和3年10月1日施行

項目	変更後	変更前
気泡発生装置等の基準を規定	<u>点検・清掃・排水ができる構造</u> ※既存施設には、適用しない。 ただし、増築、改築又は大規模修繕をする場合には、適用する。	規定なし

〈浴室・浴槽水に関する衛生措置、風紀に関する基準の主な変更点〉

令和4年1月1日施行

項目	変更後	変更前
混浴制限年齢の引下げ	<u>7歳以上の男女を混浴させないこと</u>	<u>10歳以上の男女を混浴させないこと</u>
貯湯槽の対象を拡大	<u>水道水、井戸水、温泉等</u> 点検：随時行う 消毒：1年に1回以上行う 清掃：1年に1回以上行う	温泉法に規定する温泉 点検：随時行う 消毒：1年に1回以上行う 清掃：1年に1回以上行う
調節槽の措置基準を規定	<u>点検：随時行う</u> <u>消毒：1週間に1回以上行う</u> <u>清掃：1年に1回以上行う</u>	規定なし
モノクロラミン消毒時の濃度を規定	<u>3mg/L以上</u>	規定なし
実施状況記録の対象を拡大	<u>調節槽、貯湯槽*</u> 、浴槽水の清掃、消毒、検査等の実施状況記録（3年間保存） ※貯湯槽の対象拡大を含む	貯湯槽、浴槽水の清掃、消毒、検査等の実施状況記録（3年間保存）
一部の貸与品の規定を変更	・かみそり <u>貸与の禁止</u> ※ ※使い捨て品を提供することは可能 ・タオル、くし等 貸与の禁止。ただし、1人毎に消毒した場合は、貸与することができる。	・かみそり、タオル、くし等 貸与の禁止。ただし、1人毎に消毒した場合は、貸与することができる。